

資料13

各種の創業等支援のための助成制度について

	地域雇用受皿事業特別奨励金 (高年齢者雇用開発協会 /産業雇用安定センター)	受給資格者創業支援助成金 (国)	高年齢者等共同就業機会 創出助成金 (高年齢者雇用開発協会)
目的	地域に貢献する事業を行う事業主に対する支援を行い、当該分野での雇用機会の創出を図る。	雇用保険の受給資格者自らが事業を開始し、事業開始後1年以内に雇用保険の適用事業所となった場合に助成することにより、失業者の自立を積極的に支援していく。	急速に高齢化が進展する中で、高年齢者等の創業を支援することにより、多様な雇用・就業機会の確保を図る。
助成 対象者	地域に貢献する事業を行う法人を新たに設立し、設立後1年以内に、65歳未満の非自発的失業者を3人以上雇入れた事業主() ()うち1人は30歳以上の再就職援助計画対象者又は雇用調整方針対象者であることが必要	雇用保険の受給資格者(雇用保険法第60条の2(教育訓練給付金)における支給要件期間5年以上)が自ら事業を開始し、事業開始後1年以内に雇用保険の適用事業所となった事業主	3人以上の高年齢者等(45歳以上)の出資により設立された法人の事業主であって、高年齢者等を雇い入れた事業主
支援 内容	設立登記の日以後6か月以内に支払った新規創業に係る経費の3分の1(上限500万円、3人又は4人の雇入れの場合は300万円)を支給。あわせて雇入労働者()1人当たり30万円(上限100人)を支給。 ()非自発的失業者(30歳以上65歳未満) 【対象となる新規創業経費】 法人設立に関する事業計画作成費、職業能力開発経費、設備・運営経費	事業開始の日以降3か月以内に支払った新規創業に係る経費の3分の1(上限200万円)を支給 【対象となる新規創業経費】 法人等設立に関する事業計画作成費、職業能力開発経費、労働者の雇用管理の改善に関する費用、設備・運営経費	設立登記の日以降6か月以内に支払った新規創業に係る経費の3分の2(上限500万円)を支給 【対象となる新規創業経費】 法人設立に関する事業計画作成費、職業能力開発経費、設備・運営経費
実施日	平成15年2月10日	平成15年2月3日	平成12年1月4日
予算額	1000億円(3年間:平成17年度末まで)	18億円(平成15年度)	60億円(平成15年度)